

受付登録コード			
1	7	3	2

入力処理コード			
6	3	0	0
0	0	3	

年金コード	
6	4
5	

年金請求書（国民年金遺族基礎年金）

様式第108号



○ ☐ のなかに必要な事項をご記入ください。（◆印欄には、なにも記入しないでください。）
○ 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。
○ フリガナはカタカナでご記入ください。
○ この請求書は市区町村役場またはお近くの年金事務所にご提出ください。

5 記録不要制度 (厚年) (船員) (国年)		6 作成原因 01 02		7 進達番号	
(国共) (地共) (私学)					
9 別紙区分	10 重	11 未保	12 支保	13 受数	14 長期
					15 沖縄

死亡した方	1 基礎年金番号													
	2 生年月日		明・大・昭・平・令		年		月		日					
	氏名		(フリガナ)		(氏)		(名)		性別		1. 男		2. 女	

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

請求者	3 個人番号(または基礎年金番号)													
	4 生年月日		明・大・昭・平・令		年		月		日					
	氏名		(フリガナ)		(氏)		(名)		18 続柄		性別		1. 男	
	住所の郵便番号		住所コード		(フリガナ)				20 住所		市区町村			

二次元コード

死亡した方	過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。													
	厚生年金保険								国民年金					
	船員保険													

請求者	3 欄を記入していない方は、つぎのことにお答えください。（記入した方は回答の必要はありません。） 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。 「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。													
	ある ない													
	厚生年金保険								国民年金					
船員保険														

21 年金受取機関 ※		※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に○してください。		(フリガナ)			
1. 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(郵便局) ☐ 公金受取口座として登録済の口座を指定				口座名義人氏名			
年金送金先	22 金融機関コード	23 支店コード	(フリガナ)	銀行 金庫 信組 協同 信用 農協 信連 漁協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	24 預金種別
	25 貯金通帳の口座番号	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄		※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。			
	記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)		※請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。		

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

加算額の対象者	氏名		(フリガナ)		(氏)		(名)		26 生年月日	平7 令9	年	月	日	障害の状態に ある・ない	26 診
	個人番号														
	氏名		(フリガナ)		(氏)		(名)		26 生年月日	平7 令9	年	月	日	障害の状態に ある・ない	26 診
個人番号															

連絡欄

X線フィルムの送付	
有・無	枚
X線フィルムの返送	
年 月 日	

※3人目以降は余白等にご記入ください。

①あなたは、現在、公的年金制度（表 1 参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1 受けている	2 受けていない	3 請 求 中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
---------	----------	---------	-------------	-------

受けていると答えた方は、下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

※「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。
※「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

29 年金コードまたは共済組合等コード・年金種別				
1				
2				
3				
32 他 年 金 種 別				

33 上 外	34 傷 病 名	35 診 断 書	36 有 年 数	36 有 年	37 第三者行為
上 外 1 2				元号	

38 受給権発生年月日	39 停止事由	39 停 止 期 間	40 条 文	41 失権事由	41 失 権 年 月 日
元号 年 月 日		元号 年 月 元号 年 月	0 1 3 7 0 0 1		年 月 日

42 他 制 度 満 了		43 合 算 対 象 記 録 1		2		3	
元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月
4		5		44 6		7	
元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月
8		9		10		45 11	
元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月
12		13		14		15	
元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月	元号 年 月

46 共済コード		共 済 記 録 1		2	
元号 年 月 日	元号 年 月 日	要件	計算	元号 年 月 日	元号 年 月 日
3		47 4			
元号 年 月 日	元号 年 月 日	要件	計算	元号 年 月 日	元号 年 月 日
5		6			
元号 年 月 日	元号 年 月 日	要件	計算	元号 年 月 日	元号 年 月 日
48 7		8			
元号 年 月 日	元号 年 月 日	要件	計算	元号 年 月 日	元号 年 月 日

50 時効区分	◆終了表示 E 送信
---------	------------

★ 市区町村からの連絡事項	未納保険料の納付	有 昭和・平成・令和 年 月分から 昭和・平成・令和 年 月分まで	差額保険料の未納分の納付	有 昭和・平成・令和 年 月分から 昭和・平成・令和 年 月分まで
	保険料の追納	有 昭和・平成・令和 年 月分から 昭和・平成・令和 年 月分まで	検認票の添付	有 ・ 無

表 1 （公的年金制度）

ア 国民年金法	イ 厚生年金保険法	ウ 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）
エ 国家公務員共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）		
オ 地方公務員等共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）		
カ 私立学校教職員共済法	キ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	

表 2 （国民年金法施行規則別表）

ア 呼吸器系結核	イ 肺化のう症	ウ けい肺（これに類似するじん肺症を含む）
エ その他認定または審査に際し必要と認められるもの		

個人番号（マイナンバー）について

- ③欄にマイナンバーを記入したときは、生年月日に関する書類の添付が不要となる場合があります。また、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更届等の提出が原則不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、住所変更の届出が必要となる場合があります。
*基礎年金番号を記入いただいた方であっても、生年月日に関する書類の添付が不要となる場合があります。
- ③欄にマイナンバーを記入したときは、記入されたマイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要です。
*加算額の対象者については、番号確認および身元（実存）確認書類は必要ありません。
【窓口で提出される場合】
下記（1）マイナンバーカード（個人番号カード）または（2）の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。
【郵送で提出される場合】
下記（1）マイナンバーカード（個人番号カード）の両面のコピーまたは（2）の㊦と㊧1種類ずつのコピーを添付してください。
（1）マイナンバーカード（個人番号カード）
※番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されています。
（2）以下の2種類（㊦と㊧1種類ずつ）
㊦マイナンバーが記載されている書類から1種類
住民票（マイナンバー記載のもの）または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
㊧身元（実存）確認のできる書類から1種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
※上記㊧以外の身元（実存）確認のできる書類については、年金事務所にお問い合わせください。
- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更届等の提出が原則不要となります。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

「公金受取口座」について（年金受取口座として公金受取口座を利用する場合）

- 公金受取口座登録制度とは
 - 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座とし、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。
 - 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。
詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。
- 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点
 - 公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
 - 年金の受取口座を変更するには、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
 - また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

（切り離してご提出ください。）

⑦履歴（死亡した方の公的年金制度加入経過） ※できるだけくわしく、正確にご記入ください。		請求者の自宅の電話番号（ ）-（ ）-（ ） 請求者の勤務先の電話番号（ ）-（ ）-（ ）		
(1)事業所（船舶所有者）の名称および 船員であったときは、その船舶名	(2)事業所（船舶所有者）の所在地 または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国 民年金の加入期間	(4)加入していた年 金制度の種類	(5)備考
最 初		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
2		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
3		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
4		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
5		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
6		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
7		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
8		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
9		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
10		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
11		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
12		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
13		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
⑧死亡した方が退職後、個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の 年金任意継続被保険者となったことがありますか。		1. は い ・ 2. い い え		
「はい」と答えた方は、保険料を納めた年金事務所（社会保険事務所）の 名称をご記入ください。				
その保険料を納めた期間をご記入ください。		昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日 平成		
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号をご記入ください。		(記号) (番号)		

履歴欄の記入方法

履歴は死亡した方がはじめて公的年金制度（表3）に加入したときから古い順にご記入ください。
事業所等の名称変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等毎に必要な事項をご記入ください。記入できない場合は、備考欄にご記入ください。

《記入例》

くわしくわからないときでも、郡市区名まではご記入ください。

くわしくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったようにご記入ください。

④履歴（死亡した方の公的年金制度加入経過） ※できるだけくわしく、正確にご記入ください。		請求者の自宅の電話番号（0424）-（67）-（××××） 請求者の勤務先の電話番号（03）-（3503）-（××××）		
(1)事業所（船舶所有者）の名称および 船員であったときは、その船舶名	(2)事業所（船舶所有者）の所在地 または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類	(5)備考
最初 (有)〇〇商店	台東区台東2-×	29・4・1 から 35・3・31まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
2 ●	杉並区高井戸西3-×	36・4・1 から 38・3・31まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
3 △△化学(株)	江東区亀戸5-×	38・4・1 から 41・3・31まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
4 △△化学(株)大阪工場	大阪市東区谷町9-×	41・4・1 から 53・3・31まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
5 △△化学(株)大阪支店	大阪市西区北堀江6-×	53・4・1 から 54・6・30まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
6 △△化学(株)東京支店	江東区亀戸5-×	54・7・1 から 55・3・31まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
7 ●		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
13		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
⑤死亡した方が退職後、個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。		1. はい・いいえ		
「はい」と答えた方は、保険料を納めた年金事務所（社会保険事務所）の名称をご記入ください。				
その保険料を納めた期間をご記入ください。		昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日 平成 年 月 日から 平成 年 月 日		
第四種被保険者（船員年金任意継続被保険者）の整理記号番号をご記入ください。		(記号) (番号)		

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。

表3 公的年金制度：下の表に示す法律の年金制度をいいます。

ア 国民年金法	イ 厚生年金保険法	ウ 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）
エ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	オ 国家公務員共済組合法	カ 地方公務員等共済組合法
キ 私立学校教職員共済法	ク 旧市町村職員共済組合法	ケ 地方公務員の退職年金に関する条例
コ 恩給法		

留意事項

◎すでに年金事務所に加入期間の照会をして回答を受けたことがある方は、できるかぎり、その回答書のコピーをこの請求書に添えてください。

㊦	(1) 死亡した方の生年月日・住所		年 月 日 住 所	
	(2) 死亡年月日		(3) 死亡の原因である傷病または負傷の名称	
	年 月 日		年 月 日	
	(5) 傷病または負傷の初診日		(6) 死亡の原因である傷病または負傷の発生原因	
	年 月 日		1 は い 2 いいえ	
	(8) 死亡の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所		氏 名 住 所	
	(9) 請求する方は、死亡した方の相続人になれますか。		1 は い 2 いいえ	
	(10) 死亡した方はつぎの年金制度の被保険者、組合員または加入者となつたことがありますか。あるときは番号を○で囲んでください。			
	1 国民年金法 2 厚生年金保険法 3 船員保険法（昭和61年4月以後を除く） 4 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 5 国家公務員共済組合法 6 地方公務員等共済組合法 7 私立学校教職員共済法 8 旧市町村職員共済組合法 9 地方公務員の退職年金に関する条例 10 恩給法			
	(11) 死亡した方は、(10)欄に示す年金制度から年金を受けていましたか。		1 は い 2 いいえ 受けていたときは、その制度名と年金証書の基礎年金番号および年金コード等をご記入ください。	
制 度 名		年金証書の基礎年金番号および年金コード等		
㊦	(1) 死亡した方がつぎの年金または恩給のいずれかを受けることができたときはその番号を○で囲んでください。			
	1 地方公務員の恩給 2 恩給法(改正前の執行官法附則第13条において、その例による場合を含む。)による普通恩給 3 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金 4 旧外地関係または旧陸海軍関係共済組合の退職年金給付			
	(2) 死亡した方が昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間または任意加入したが、保険料を納付しなかった期間が、つぎに該当するときはその番号を○で囲んでください。			
	1 死亡した方の配偶者が㊦の(10)欄(国民年金法を除く)に示す制度の被保険者、組合員または加入者であった期間 2 死亡した方の配偶者が㊦の(10)欄(国民年金法を除く)および(1)欄に示す制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間 3 死亡した方または配偶者が㊦の(10)欄(国民年金法を除く)に示す制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間 4 死亡した方または配偶者が㊦の(10)欄(国民年金法を除く)および(1)欄に示す制度から障害年金を受けることができた期間 5 死亡した方または配偶者が戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金を受けることができた期間 6 死亡した方が㊦の(10)欄(国民年金法を除く)および(1)欄に示す制度から遺族に対する年金を受けることができた期間 7 死亡した方が戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金または未帰還者留守家族手当もしくは特別手当を受けることができた期間 8 死亡した方または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間 9 死亡した方が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間			
	(3) 死亡した方が国民年金に任意加入しなかった期間または任意加入したが、保険料を納付しなかった期間が、上に示す期間以外でつぎに該当するときはその番号を○で囲んでください。			
	1 死亡した方が日本国内に住所を有さなかった期間 2 死亡した方が日本国内に住所を有していた期間であつて日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間 3 死亡した方が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生であった期間 4 死亡した方が昭和61年4月以後の期間において下に示す制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間 ただし、エからサに示す制度の退職を事由とする年金給付であつて年齢を理由として停止されている期間は除く。 ア 厚生年金保険法 イ 船員保険法(昭和61年4月以後を除く) ウ 恩給法 エ 国家公務員共済組合法 オ 地方公務員等共済組合法(ケを除く) カ 私立学校教職員共済法 キ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 ク 国会議員互助年金法 ケ 地方議会議員共済法 コ 地方公務員の退職年金に関する条例 サ 改正前の執行官法附則第13条			
	(4) 死亡した方は国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。		1 は い 2 いいえ	
	(5) 昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。		1 は い 2 いいえ	
	(6) 死亡の原因は業務上ですか。		(7) 労災保険から給付が受けられますか。	
	1 は い 2 いいえ		1 は い 2 いいえ	
		(8) 労働基準法による遺族補償が受けられますか。		
		1 は い 2 いいえ		



生 計 維 持 申 立

生
計
同
一
関
係

右の者は死亡者と生計を同じくしていたこと、および配偶者と子が
生計を同じくしていたことを申し立てる。

令 和 年 月 日

請求者 住 所

氏 名

請求者	氏 名	続柄

収
入
関
係

1 この年金を請求する方はつぎにお答えください。

◆確認欄

◆年金事務所の確認事項

(1)請求者(名:)について年収は、850万円未満ですか。はい・いいえ

() 印

ア 健保等被扶養者（第三号被保険者）

(2)請求者(名:)について年収は、850万円未満ですか。はい・いいえ

() 印

イ 加算額または加給年金額対象者

(3)請求者(名:)について年収は、850万円未満ですか。はい・いいえ

() 印

ウ 国民年金保険料免除世帯

2 上記1で「いいえ」と答えた方のうち、その方の収入が
この年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850
万円未満となる見込みがありますか。

はい・いいえ

エ 義務教育終了前

オ 高等学校在学中

カ 源泉徴収票・非課税証明等

令和 年 月 日 提出

注意事項

- 1 請求者が2名以上のときは、そのうちの1人についてこの請求書にご記入ください。その他の方については別紙の請求書（様式第110号）に記入し、この年金請求書に添えてください。
- 2 「加算額の対象者」とは、18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子および国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子をいいます。

この請求書に添えなければならない書類等

- 1 死亡した方の基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 2 請求する方の生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）または法定相続情報一覧図
- 3 請求する方および加算額の対象となる方と死亡した方の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、住民票または法定相続情報一覧図等
- 4 死亡診断書、死体検案書もしくは検視調査書に書いてあることについての市町村長の証明書またはこれらに相当する書類
ア. 失踪宣告によって死亡したとみなされた方にかかる年金の請求については、失踪宣告を受けたことを明らかにすることができる書類
イ. 被保険者または被保険者であった方が船舶または飛行機に乗っていて行方不明となっているときは、行方不明となっている事実、死亡の事実がわかっていて死亡日がわからないときは、死亡した事実を明らかにすることができる書類
- 5 請求する方が婚姻の届出はしていないが、死亡した方と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方であるときは、その事実を明らかにすることができる書類
- 6 請求する方が国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子であるときは、医師または歯科医師の診断書
- 7 障害の状態にある20歳未満の子の傷病が表2に示すものであるときは、レントゲンフィルム
- 8 ④の(7)欄に「1 はい」と答えた方は、第三者行為事故状況届（この用紙は年金事務所にあります。）
- 9 ④の(10)欄の8から10までの番号を○で囲んだ方は、その制度の所掌機関から交付された年金加入期間確認通知書（共済用）
- 10 ④の(11)欄および⑤の(1)欄で「受けていた」と答えた方は、その制度の年金証書、恩給証書またはこれらに準ずる書類のコピー。なお、④の(10)欄の1～7に該当する場合は、添付書類を省略できます。
- 11 ⑤の(2)欄の期間のある方は、それぞれ次の書類
ア. 1、3の期間のある方……配偶者が被保険者にあつては年金加入期間確認請求書または組合員および加入者にあつては年金加入期間確認通知書（共済用）
イ. 2の期間のある方……… 配偶者が年金を受けることができたことを証する年金証書のコピー
ウ. 4、5の期間のある方…… 死亡した方または配偶者が年金を受けることができたことを証する年金証書のコピー
エ. 6、7の期間のある方…… 死亡した方が該当年金または手当を受けることができたことを証する年金証書または恩給証書のコピー
オ. 8の期間のある方……… それぞれの在職期間を明らかにすることができる書類
カ. 9の期間のある方……… そのことを証する書類
◎上記ア、イ、ウ、エに該当する方のうち、④の(10)欄の1～7に該当する場合は、添付書類を省略できます。
◎上記ア、イ、ウに該当する方については、上記書類以外に配偶者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）等。
- 12 ⑤の(3)欄の期間のある方は、それぞれ次の書類
ア. 1の期間のある方……海外在住期間を明らかにすることができる書類
イ. 2の期間のある方……日本国内に住所を有していた期間を明らかにすることができる書類
ウ. 3の期間のある方……在学期間を明らかにすることができる書類
エ. 4の期間のある方……当該年金を受けることができたことを証する年金証書のコピーまたは恩給証書のコピーおよび年齢を理由として停止されているものにあつてはそのことを証する書類
- 13 ⑤の(5)欄に「はい」と答えた方は、そのことを明らかにすることができる書類（戸籍の附票または住民票）
- 14 ⑥欄の生計同一関係欄に記入したときは、世帯全員の住民票 ⑥欄に個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。収入関係欄の1で「はい」と答えたときは、請求する方の収入が確認できる書類（義務教育修了前の子の場合は不要です。また、個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。また、収入関係欄の2で「はい」と答えたときは、源泉徴収票等とその方の収入が850万円未満となることを証明できる書類（例：会社等の就業規則など退職年齢を明らかにすることができる書類）。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

（切り離してご提出ください。）